

特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
新旧対照条文 目次

- 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十一号）（抄）（第一条関係）
- 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十一号）（抄）（第二条関係）
- 二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法（令和四年法律第十四号）（抄）（第三条関係）

○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第三条 内閣総理大臣等の俸給月額は、内閣総理大臣等のうち大使、公使及び秘書官以外の者については別表第一に、大使及び公使については別表第二に、秘書官については別表第三による。	第三条 内閣総理大臣等の俸給月額は、内閣総理大臣等のうち大使、公使及び秘書官以外の者については別表第一に、大使及び公使については別表第二に、秘書官については別表第三による。
2 第一条第九号、第十一号の二又は第十七号から第四十一号までに掲げる特別職の職員の俸給月額は、特別の事情により別表第一による俸給月額により難いときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額とすることができる。	2 第一条第九号、第十一号の二又は第十七号から第四十一号までに掲げる特別職の職員の俸給月額は、特別の事情により別表第一による俸給月額により難いときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額とすることができる。
一 第一条第九号又は第十一号の二に掲げる特別職の職員 百二十万三千円	一 第一条第九号又は第十一号の二に掲げる特別職の職員 百二十万三千円
二 第一条第十七号から第二十四号までに掲げる特別職の職員 百十七万八千円	二 第一条第十七号から第二十四号までに掲げる特別職の職員 百十七万五千円
三 第一条第二十五号から第四十一号までに掲げる特別職の職員 百十七万八千円又は百三万八千円	三 第一条第二十五号から第四十一号までに掲げる特別職の職員 百十七万五千円又は百三万五千円
3 大使又は公使の俸給月額は、特別の事情により別表第二に掲げる俸給月額により難いときは、第一項の規定にかかわらず、大使にあつては百四十七万円、百四十万円又は七十六万三千円、公使にあつては七十六万三千円とすることができる。	3 大使又は公使の俸給月額は、特別の事情により別表第二に掲げる俸給月額により難いときは、第一項の規定にかかわらず、大使にあつては百四十六万六千円、百四十万六千円又は七十六万三千円、公使にあつては七十六万三千円とすることができる。
4 (略)	4 (同上)
第四条 (略)	第四条 (同上)
2 前項の規定に該当する者には、第九条の規定の例により、手当を支給する。この場合において、同条ただし書中「人事院の承認を得て」とあるのは、「とあるのは、「三万四千三百円」とあるのは「六万七千三百円」と、「人事院の承認を得て」とあるのは「とあるのは」とする。	2 前項の規定に該当する者には、第九条の規定の例により、手当を支給する。この場合において、同条中「人事院の承認を得て」とあるのは、「とあるのは、「三万四千二百円」とあるのは「六万七千円」と、「人事院の承認を得て」とあるのは「とあるのは」とする。
第七条の二 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の地域手当、通勤	第七条の二 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の地域手当、通勤

手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十五」とあるのは、「百分の百七十五」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

附 則 (略)

2 1 一般職の職員から引き続き内閣総理大臣秘書官になつた者の俸給月額は、当分の間、特別の事情により別表第三に掲げる俸給月額により難いときは、第三条第一項の規定にかかわらず、同表に掲げる十二号俸の俸給月額を超える八十九万九千円を超えない範囲内の額とすることができます。この場合において、同条第四項第三号中「別表第三」とあるのは、「附則第二項の規定」とする。

3 (略)

別表第一（第三条関係）

官 職 名	俸 給 月 額	内閣総理大臣	内閣総理大臣	内閣総理大臣
官 職 名	俸 給 月 額	内閣総理大臣	内閣総理大臣	内閣総理大臣
国務大臣 会計検査院長 人事院総裁	二、〇一六、〇〇〇円	二、〇一六、〇〇〇円	一、四七〇、〇〇〇円	一、四一〇、〇〇〇円
内閣法制局長官 内閣官房副長官 副大臣				
国家公務員倫理審査会の常勤の会長 公正取引委員会委員長				

附 則 (同上)

2 1 一般職の職員から引き続き内閣総理大臣秘書官になつた者の俸給月額は、当分の間、特別の事情により別表第三に掲げる俸給月額により難いときは、第三条第一項の規定にかかわらず、同表に掲げる十二号俸の俸給月額を超える八十九万六千円を超えない範囲内の額とすることができます。この場合において、同条第四項第三号中「別表第三」とあるのは、「附則第二項の規定」とする。

3 (同上)

別表第一（第三条関係）

官 職 名	俸 給 月 額	内閣総理大臣	内閣総理大臣	内閣総理大臣
官 職 名	俸 給 月 額	内閣総理大臣	内閣総理大臣	内閣総理大臣
国務大臣 会計検査院長 人事院総裁	二、〇一〇、〇〇〇円	二、〇一〇、〇〇〇円	一、四六六、〇〇〇円	一、四〇六、〇〇〇円
内閣法制局長官 内閣官房副長官 副大臣				
国家公務員倫理審査会の常勤の会長 公正取引委員会委員長				

手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十」とあるのは、「百分の百六十五」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

原子力規制委員会委員長 官内庁長官	検査官（会計検査院長を除く。） 人事官（人事院総裁を除く。） 内閣危機管理監 国家安全保障局長 大臣政務官 デジタル監
個人情報保護委員会委員長 カジノ管理委員会委員長 公害等調整委員会委員長 運輸安全委員会委員長 侍従長	内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官 常勤の内閣総理大臣補佐官 常勤の大臣補佐官 国家公務員倫理審査会の常勤の委員 公正取引委員会委員 国家公安委員会委員 原子力規制委員会委員 式部官長

一、〇三八、〇〇〇円	一、一七八、〇〇〇円	一、二〇三、〇〇〇円
------------	------------	------------

原子力規制委員会委員長 官内庁長官	検査官（会計検査院長を除く。） 人事官（人事院総裁を除く。） 内閣危機管理監 国家安全保障局長 大臣政務官 デジタル監
個人情報保護委員会委員長 カジノ管理委員会委員長 公害等調整委員会委員長 運輸安全委員会委員長 侍従長	内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官 常勤の内閣総理大臣補佐官 常勤の大臣補佐官 国家公務員倫理審査会の常勤の委員 公正取引委員会委員 国家公安委員会委員 原子力規制委員会委員 式部官長

一、〇三五、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円	一、一九九、〇〇〇円
------------	------------	------------

官職名	別表第二（第三条関係）		
三号俸 一、一七八、〇〇〇円	俸給月額	九一六、〇〇〇円	
			原子力委員会委員長 再就職等監視委員会委員長 証券取引等監視委員会委員長 公認会計士・監査審査会会长 中央更生保護審査会委員長 社会保険審査会委員長 東宮大夫

官職名	別表第二（第三条関係）		
三号俸 一、一七五、〇〇〇円	俸給月額	九一三、〇〇〇円	
			原子力委員会委員長 再就職等監視委員会委員長 証券取引等監視委員会委員長 公認会計士・監査審査会会长 中央更生保護審査会委員長 社会保険審査会委員長 東宮大夫

別表第三（第三条関係）

秘書官												官職名	公使	大使										
一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	十号俸	十一号俸	十二号俸	奉給月額	一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	十号俸	十一号俸	十二号俸
二六八、	二七四、	二九六、	三二七、	三六三、	四〇二、	四三七、	四六四、	四五五、	五六六、	五八七、	五六六、	一、	九一六、	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	十号俸	十一号俸	一二号俸
一〇〇〇円	一、	九〇〇〇円	一〇〇〇円																					
一〇〇〇円																								

別表第三（第三条関係）

秘書官												官職名	公使	大使											
一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	十号俸	十一号俸	十二号俸	奉給月額	一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	十号俸	十一号俸	一二号俸	
二六五、	二七三、	二九五、	三二六、	三六二、	四〇〇、	四三六、	四六三、	四九三、	五四三、	五二五、	五五五、	一、	九〇〇〇円	一〇〇〇円	一二号俸										
一〇〇〇円																									
一〇〇〇円																									

○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

第七条の二 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは、「百分の百七十」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

第七条の二 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十五」とあるのは、「百分の百七十五」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

改 正 案

現 行

○ 二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法（令和四年法律第十四号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

（給与及び災害補償）

第六条 代表の俸給月額は、百十七万八千円とし、その他代表の給与、代表の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた代表に対する福祉事業については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第四十三号までに掲げる特別職の職員の例による。

改正案

（給与及び災害補償）

第六条 代表の俸給月額は、百十七万五千円とし、その他代表の給与、代表の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた代表に対する福祉事業については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第四十三号までに掲げる特別職の職員の例による。

現行